

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法、及び学校教育法に基づき、工業専門課程を設置し、自動車整備に関する専門的技術、及び理論を教育し、整備技術の進歩発展を通じて、社会に貢献できる人間性豊かな整備士を育成することを目的とする。

(自己点検、及び評価)

第1条の2 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的、及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、毎年自ら点検及び評価を行うと共に、5年に一度、外部の識見を有する者による評価を行う。

2. 前項の点検、及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(組織的な研修等)

第1条の3 本校は、教育活動等の適切、且つ効果的な運営を図るため、教員、及び事務職員等に必要な知識、及び技能を習得させ、並びにその能力、及び資質を向上させるための研修の機会を設ける等、必要な取り組みを行う。

2. 本校は、学生に対する教育の充実を図るため、本校の授業の内容、及び方法を改善するための組織的な研修、及び研究を行う。
3. 前項の研修、及び研究の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(名称)

第2条 本校は「専門学校 日産京都自動車大学校」という。

(位置)

第3条 本校の位置を京都府久世郡久御山町林八幡講 27 番地 6 に置く。

第2章 課程、学科、修業年限、定員、及び休業日

(課程、学科、修業年限、及び定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、及び定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	自動車整備科(昼)	2年	40名	80名
	国際オートメカニック科(昼)	3年	80名	240名
	自動車整備・ボディリペア科(昼)(※)	3年	35名	105名
	自動車整備・カスタマイズ科(昼)(※)	4年	20名	80名
	一級自動車工学科(昼)(※)	4年	75名	300名

※) 1年次と2年次に二級自動車整備士養成課程の規定科目を修業し、3年次、又は3年次と4年次に各課程の専門規定科目を履修する。

(学年、及び学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2. 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (2) 学年始休業 4月1日から4月10日まで
- (3) 春季休業 4月28日から5月5日まで
- (4) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (5) 秋季休業 10月28日から11月5日まで
- (6) 冬季休業 12月20日から1月10日まで
- (7) 学年末休業 3月20日から3月31日まで

2. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

第3章 教育課程、授業時数、及び教職員組織

(単位数、及び授業時数)

第7条 本校の教育課程の単位数、及び授業時数は、別表1（自動車整備科）、別表2（一級自動車工学科）、別表3（自動車整備・ボディリペア科）、別表4（自動車整備・カスタマイズ科）、別表5（国際オートメカニック科）とする。

(始業、及び終業)

第8条 本校の始業、及び終業時刻は、次のとおりとする。
9時10分から17時20分まで

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 36名以上
- (3) 講師 若干名
- (4) 助手 若干名
- (5) 事務職員 5名以上
- (6) 学校医 1名

2. 校長は校務を掌り所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、除籍、卒業、及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、高等学校、又はこれに準ずる学校、若しくは中等教育学校を卒業した者、又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

2. 前項のほか、外国人留学生についての入学資格は、前項の規定にかかわらず別に定める。

(入学時期)

第 11 条 本校の入学時期は、4 月とする。

(編入学、及び転科)

第 12 条 一級自動車工学科の 3 年次への編入学は、自動車整備にかかわる一種養成施設卒業の者、若しくは国家二級自動車整備士（総合）の資格取得者、又は資格取得見込みの者に対して、認めることがある。

2. 一級自動車工学科の、2 年次から 3 年次への進級要件に準じ、仮入学した後、全部免除申請の要件を満たせば入学を許可する。進級要件は別に定める。
3. 自動車整備・ボディリペア科、又は自動車整備・カスタマイズ科 3 年次への編入学は、自動車整備に関する専門学校、又は短期大学、又はこれと同等以上の学校を卒業、又は修了した者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められた者で、国家二級自動車整備士（総合）資格取得者、又は取得見込みの者に対して認めることがある。
4. 自動車整備・カスタマイズ科 4 年次への編入学は、自動車整備に関する専門学校、又は短期大学、又はこれと同等以上の学校を卒業、又は修了した者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められた者で、国家二級自動車整備士（総合）資格を取得しており、かつ車体整備士資格を取得している者、又は取得見込みの者に対して認めることがある。
5. 各課程で転科を希望する者は、別課程への転科を認めることがある。

(入学手続)

第 13 条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、入学選考料を添えて指定の期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 合格通知を受けた者は指定の期日までに、第 20 条の入学金を納めなければならない。
- (4) 前号の手続を完了した合格者に対し、入学を許可する。

(在学年限)

第 13 条の 2 在学年限は、各課程の修業年限の 2 倍を超えることはできない。

2. 休学期間は、在学期間に算入しない。

(休学)

第 14 条 休学する場合は、所定の書面を提出し、校長の許可を受けなければならない。尚、傷病の場合、医師の診断書を添えること。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て校長の許可を受け、復学することができる。
3. 休学者の復学は 4 月とし、休学は、年度単位とする。
4. 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

(退学)

第 15 条 退学しようとする者は、所定の書面を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 15 条の 2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者には除籍することができる。

- (1) 第 14 条第 1 項の届出時に申請した休学期間を経過し、同条 2 項の復学の届出をしなかったとき。
- (2) 第 13 条の 2 に定める在学期間を経過したとき。

- (3) 正当な理由なしに授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき。
 - (4) 死亡、又は行方不明になったとき。
2. 前項の規定による除籍手続きは、別に定める。

(出席停止)

第 15 条の 3 学生が心身の健康を損ね、本人あるいは周囲の安全確保や教育活動に障害がある場合、その他必要がある場合は出席停止を命じることがある。

2. 前項の出席停止に関する規定は、別に定める。

(進級、又は卒業の認定)

第 16 条 進級、又は卒業の認定は、各学科の定める修養年限以上の在籍、所定の単位の修得、及び素行状況を総合して行う。

2. 前項の修了に関する規定は、別に定める。
3. 一級自動車工学科、自動車整備・ボディリペア科、自動車整備・カスタマイズ科の 2 年次終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行する。
4. 国際オートメカニック科の 3 年次前期終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行する。
5. 自動車整備・カスタマイズ科の 3 年次終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行する。
6. 一級自動車工学科 2 年次で修了認定された者は、3 年次に仮進級できる。
7. 仮進級した者の内、国家二級自動車整備士（総合）の登録試験に合格し、全部免除者の要件を満たした者は本進級を許可する。この場合に、一級自動車工学科 3 年次の授業を開始した日から 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければならない。

(卒業証書、及び称号の授与)

第 17 条 所定の全課程を修了し、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

2. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 131 条の 2、及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、自動車整備科、自動車整備・ボディリペア科の全課程を修了し、卒業を認定された者には「専門士(工業専門課程)」の称号を授与する。
3. 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 186 条の 3 に基づき、一級自動車工学科、自動車整備・カスタマイズ科の全課程を修了し、卒業を認定された者には「高度専門士(工業専門課程)」の称号を授与する。

(褒賞)

第 18 条 成績優秀、文化活動、スポーツ、社会貢献など他の模範となる者は、これを褒賞することができる。

2. 前項の褒賞に関する規定は、別に定める。

(懲戒)

第 19 条 教育上必要があると認められるときは、懲戒を加えることがある。

2. 懲戒は訓戒、停学、及び退学とする。ただし、次の各号の一に該当する者には退学を命ずることがある。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
3. 前 1 項の懲戒に関する規定は、別に定める。

第 5 章 授業料等

(授業料等)

第 20 条 入学選考料、入学金、及び授業料等は次のとおりとする。

<単位：円>

	学年	入学選考料	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費
自動車整備科	1 学年	25,000	240,000	642,000	180,000	230,000
	2 学年	——	——	642,000	180,000	230,000
国際オートメカニック科	1 学年	25,000	240,000	460,000	130,000	230,000
	2 学年	——	——	460,000	130,000	230,000
	3 学年	——	——	460,000	130,000	230,000
自動車整備・ボディリペア科	1 学年	25,000	240,000	642,000	180,000	230,000
	2 学年	——	——	642,000	180,000	230,000
	3 学年	*25,000	*120,000	642,000	220,000	230,000
自動車整備・カスタマイズ科	1 学年	25,000	240,000	642,000	180,000	230,000
	2 学年	——	——	642,000	180,000	230,000
	3 学年	*25,000	*120,000	642,000	220,000	230,000
	4 学年	*25,000	*120,000	642,000	220,000	230,000
一級自動車工学科	1 学年	25,000	240,000	642,000	180,000	230,000
	2 学年	——	——	642,000	180,000	230,000
	3 学年	*25,000	*240,000	642,000	270,000	230,000
	4 学年	——	——	642,000	270,000	230,000

*：編入学の場合に限る。

2. 休学時には休学費として半期 20,000 円、通期 40,000 円を徴収する。

(授業料等の返還)

第 21 条 既納の入学選考料、入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、教育充実費は、返還しない。

ただし、やむを得ない特別な理由がある場合は、既納の授業料等のうちその一部を返還することができる。

2. 入学許可を得た者で、授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学手続の取消しを願い出た場合については、入学金を除く授業料等を返還することがある。

第 6 章 雑則

(健康診断)

第 22 条 健康診断は、毎年 1 回、法の定めるところにより実施する。

(学生寮)

第 23 条 学生寮に関することは、校長が別に定める。

(細則)

第 24 条 この学則の施行に必要な細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、昭和 64 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 7 年 2 月 7 日から実施する。

附則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 10 年 11 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 18 年 12 月 25 日から実施する。

附則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則

1. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 20 条 1 項の教育充実費については、平成 26 年度以降に入学した一級自動車工学科の 3 年次の学生から適用し、平成 25 年度以前の入学生については、従前の学則による。

附則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、令和 2 年 3 月 1 日から実施する。

附則

1. この学則は、令和 2 年 3 月 1 日から実施する。
2. 第 20 条 1 項の授業料については、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
3. 第 20 条 2 項の休学費については、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附則

1. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 7 条授業時間については、令和 6 年度以降に入学した学生から適用し、令和 5 年度以前に入学した学生については従前の学則を適用する

附則

1. この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 20 条授業料等については、令和 7 年度以降に入学した学生から適用し、令和 6 年度以前に入学した学生については従前の学則を適用する

附則

1. この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 10 条（入学資格）、第 16 条（進級、又は卒業の認定）、及び第 17 条（卒業証書、及び称号の授与）については、令和 8 年度以降に入学した学生から適用し、令和 7 年度以前に入学した学生については従前の学則を適用する。

なお、本学則記載の「国家二級自動車整備士資格（総合）」については、「国家二級自動車整備士資格のガソリン、ジーゼルの両資格取得者」と読み替えることができる。

別表 1 (自動車整備科)

教育科目			教育内容	単位数	授業時数			
					1年次	2年次	計	法定
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学	自動車の構造・性能	38	323	304	627	552
			自動車の力学・数学					
			電気・電子理論					
			材料					
			燃料・潤滑油					
			図面					
	自動車整備関連	エンジン又はモータ						
		シャシ						
		電装						
		故障原因探究						
		電子制御装置						
	自動車の整備に関する法規							
自動車検査				0	24	24	20	
学 科 計					323	328	651	572
実 習	自動車整備作業	エンジン又はモータ	点検、分解、 組立、調整、 検査	24	595	570	1,165	1,093
		シャシ						
		電装						
		故障原因探究						
		電子制御装置						
	自動車検査作業					9	41	50
実 習 計					604	611	1,215	1,143
専 門 教 育 科 目 計				62	927	939	1,866	1,715
一 般 教 育				—	39	94	133	—
合 計				62	966	1,033	1,999	1,715

※1 授業時間は50分。学科は15時間1単位、実習は30時間1単位

別表2 (一級自動車工学科)

教育科目			教育内容	単位数	授業時数					
					1年次	2年次	3年次	4年次	計	法定
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学 (二級)	自動車の構造・性能	82	323	304	0	0	627	552
			自動車の力学・数学							
			電気・電子理論							
			材料							
			燃料・潤滑油							
			図面							
	自動車整備関連 (二級)	エンジン又はモータ								
		シャシ								
		電装								
		故障原因探究								
	自動車整備に関する法規 (二級)				電子制御装置					
	自動車工学 (一級)	自動車の構造・性能	0		0	367	326	693	275	
		自動車の力学・数学								
		電気・電子理論								
材料										
燃料・潤滑油										
図面										
自動車整備関連 (一級)	エンジン又はモータ									
	シャシ									
	電装									
	故障原因探究									
自動車整備に関する法規 (一級)			総合診断							
自動車検査 (二級)			環境保全	0	24	0	0	24	20	
自動車検査 (一級)			安全管理	0	0	16	0	16	5	
学 科 計				323	328	383	326	1,360	852	
実 習	自動車整備作業 (二級)	エンジン又はモータ	点検、分解、 組立、調整、 検査	41	595	570	0	0	1,165	1,093
		シャシ								
		電装								
		故障原因探究								
	自動車整備作業 (一級)	エンジン又はモータ	点検、分解、 組立、調整、 検査							
		シャシ								
自動車検査作業 (二級)			電装	0	0	537	0	537	455	
自動車検査作業 (一級)			故障原因探究	9	41	0	0	50	50	
実 習 計				604	611	548	0	1,763	1,608	
実 務 実 習	実務 体験	自動車整 備作業	自動車点検整備	22	0	0	0	142	142	140
			故障原因探究							
	実務 評価		自動車点検整備		0	0	0	576	576	550
			故障原因探究							
実 務 実 習 計			総合診断	0	0	0	718	718	690	
専門教育科目計				145	927	939	931	1,044	3,841	3,150
一般教育				—	39	94	39	39	211	—
合 計				145	966	1,033	970	1,083	4,052	3,150

※1 授業時間は50分。学科は15時間1単位、実習は30時間1単位

別表3 (自動車整備・ボディリア科)

教育科目		教育内容	単位数	授業時数					
				1年次	2年次	3年次	計	法定	
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学 (二級)	自動車の構造・性能	52	323	304	0	627	552
			自動車の力学・数学						
			電気・電子理論						
			材料						
			燃料・潤滑油						
			図面						
		自動車整備関連 (二級)	エンジン又はモータ						
			シャシ						
			電装						
			故障原因探究						
	電子制御装置								
	自動車の整備に関する法規 (二級)								
	自動車工学 (車体)	自動車の構造・性能	52	0	0	3	3	2	
		自動車の力学・数学							
		電気・電子理論							
		材料							
		燃料・潤滑油							
		図面							
	自動車整備関連 (車体)	エンジン又はモータ							
シャシ									
電装									
電子制御装置									
自動車の整備に関する法規 (車体)									
自動車検査 (二級)	0	24	0	24	20				
車枠及び車体の構造	材料・力学・構造・機能	0	0	241	241	230			
車枠及び車体の整備	整備・板金・塗装・損傷診断								
学 科 計			323	328	244	895	804		
実 習	自動車整備作業 (二級)	エンジン又はモータ	45	595	570	0	1,165	1093	
		シャシ							
		電装							
		故障原因探究							
		電子制御装置							
	自動車整備作業 (車体)	シャシ	45	0	0	4	4	3	
		電装							
		電子制御装置							
自動車検査作業 (二級)	9	41	0	50	50				
車枠及び車体の整備 作業	点検、分解、組立、調整、 検査、板金・塗装、損傷診断	0	0	682	682	670			
実 習 計			604	611	686	1,901	1,816		
専門教育科目計			97	927	939	930	2,796	2,620	
一般教育			—	39	94	70	203	—	
合 計			97	966	1,033	1,000	2,999	2,620	

※1 授業時間は50分。学科は15時間1単位、実習は30時間1単位

別表4 (自動車整備・カスタマイズ科)

教育科目		教育内容	単位数	授業時数							
				1年次	2年次	3年次	4年次	計	法定		
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学 (二級)	自動車の構造・性能	55	323	304	0	0	627	552	
			自動車工学の力学・数学								
			電気・電子理論								
			材料								
			燃料・潤滑油								
			図面								
		自動車整備 関連 (二級)	エンジン又はモータ								
			シャシ								
			電装								
			故障原因探究								
		自動車整備に関する法規 (二級)									
		自動車工学 (車体)	自動車の構造・性能								0
	自動車工学の力学・数学										
	電気・電子理論										
	材料										
	燃料・潤滑油										
	図面										
	自動車整備 関連 (車体)	エンジン又はモータ									
		シャシ									
電装											
電子制御装置											
自動車整備に関する法規 (車体)											
自動車検査 (二級)		0	24	0	0	24	20				
車枠及び車体の構造	材料・力学・構造・機能	0	0	241	0	241	230				
車枠及び車体の整備	整備・板金・塗装・損傷診断										
車枠及び車体の加工					49	49	-				
車枠及び車体の整備											
学 科 計			323	328	244	49	944	804			
実 習	自動車整備 作業 (二級)	エンジン又はモータ	74	595	570	0	0	1,165	1093		
		シャシ									
		電装									
		故障原因探究									
		電子制御装置									
	自動車整備 作業 (車体)	シャシ	0	0	4	0	4	3			
		電装									
		電子制御装置									
	自動車検査作業 (二級)		9	41	0	0	50	50			
	車枠及び車体の整備作業	点検、分解、組立、調整、検査、板金・塗装、損傷診断	0	0	682	0	682	670			
車体加工・車体製作・応用塗装・車体検査		0	0	0	884	884					
実 習 計			604	611	686	884	2,785	1,816			
専門教育科目計			129	927	939	930	933	3,729	2,620		
一般教育			—	39	94	70	4	207	—		
合 計			129	966	1,033	1,000	937	3,936	2,620		

※1 授業時間は50分。学科は15時間1単位、実習は30時間1単位

別表 5 (国際オートメカニク科)

教育科目			教育内容	単位数	授業時数				
					1年次	2年次	3年次	計	法定
専 門 教 育 科 目	学	自動車工学	自動車の構造・性能	42	258	277	100	635	552
			自動車の力学・数学						
			電気・電子理論						
			材料						
			燃料・潤滑油						
			図面						
	科	自動車整備関連	エンジン又はモータ						
			シャシ						
			電装						
			故障原因探究						
			電子制御装置						
	自動車の整備に関する法規								
	自動車検査				0	0	24	24	20
学 科 計				258	277	124	659	572	
実 習	自動車整備作業	エンジン又はモータ	点検、分解、組立、調整、検査	24	466	438	192	1,096	1,093
		シャシ							
		電装							
		故障原因探究							
		電子制御装置							
	自動車検査作業				9	41	0	50	50
実 習 計				475	479	192	1,146	1,143	
専門教育科目計				66	733	756	316	1,805	1,715
一 般 教 育				29	78	77	490	645	—
合 計				95	811	833	806	2,450	1,715

※1 授業時間は50分。学科は15時間1単位、実習は30時間1単位